

電気通信事業法改正に伴う電気通信事業法施行規則  
の改正について  
( 詮問第 3033 号 )

<目 次>

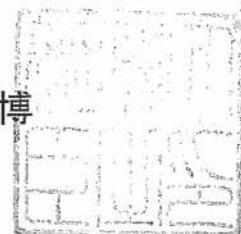
1 詮問書	1
2 電気通信事業法施行規則の一部改正について	2
3 新旧対照表	5
4 参照条文等	13

写

質問第3033号  
平成23年7月26日

情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 高橋 温 殿

総務大臣 片山 善博



### 質問書

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第58号。以下「改正法」という。）による改正後の電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第31条第5項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が講ずべき体制の整備その他必要な措置に係る省令委任事項、及び同条第7項に規定する報告事項に係る省令委任事項を定めるため、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）の一部を改正する必要がある。

については、改正法附則第2条の規定に基づき、上記のことについて質問する。

# 電気通信事業法施行規則の一部改正について

## I 制定の背景

(1) 総務省では、平成 21 年 10 月から、「グローバル時代における I C T 政策に関するタスクフォース」を開催し、全ての世帯におけるブロードバンド利用の実現を目指とする「光の道」構想の実現に向けた検討を行ってきた。この検討において、公正な競争環境を整備するためには、N T T 東西に対し、ボトルネック設備に係る利用の同等性を一層確保する措置を講ずることが必要であり、その手法として、速やかに「機能分離」を行うとともに、現行の禁止行為規制の内容を業務委託先子会社にも遵守させるための措置を講じることが適当であるとされた。

(『光の道』構想実現に向けて取りまとめ) (H22. 12. 14)

(2) 平成 23 年 5 月 26 日、第 177 回国会において、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 58 号）が成立し、これにより、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 31 条の一部が改正され、第一種指定電気通信設備を設置する事業者は、接続の業務に関して知り得た情報を適正に管理等するための体制の整備その他必要な措置を講ずるとともに、業務委託先子会社に対する必要かつ適切な監督をすべきこととされた。

(3) 本件は、この改正において、

- ・他の事業者との間の適正な競争関係を確保するため、第一種指定電気通信設備を設置する事業者が講すべき体制の整備その他必要な措置の内容、並びに
- ・当該体制の整備及び子会社監督の規定を遵守するために講じた措置等について報告すべき事項の内容

について省令で定めることとされていることを受け、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）の一部を改正するものである。

## II 省令案の概要

### 1. 体制の整備その他必要な措置（第 22 条の 7 関係）

他の事業者との間の適正な競争関係を確保するため、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が講すべき体制の整備その他必要な措置は、次の要件を満たすものでなければならないこととする。

(1) 設備部門の設置及び他の部門との間の隔絶(第1号から第4号まで関係)

- 第一種指定電気通信設備の設置、管理、運営等の業務を行う専任の部門（以下「設備部門」という。）を設置すること。
- 設備部門の長は役員をもって充てること。
- 設備部門とその他の部門との間における兼職を禁ずること。
- 設備部門の業務の用に供する室とその他の室とを区分すること。

(2) 厳格な情報遮断措置(第5号から第10号まで関係)

- 接続の業務に関して知り得た情報（以下「接続関連情報」という。）を管理するため、次の要件が確保されたシステムを構築すること。
  - ・ 接続の業務の用に供する目的以外の目的のために接続関連情報を取り扱うことができないこと。
  - ・ 接続関連情報の区分ごとにアクセス権限が設定されること。
  - ・ 接続関連情報を入手した者、入手した情報、日時を記録すること。
- 接続関連情報の取扱いについて遵守すべき規程を作成するとともに、当該規程を遵守させるための研修を実施すること。
- 設備部門の長を接続関連情報の管理責任者とし、当該部門における当該情報の取扱いを管理させること。

(3) 実効的な監視の仕組み(第11号から第16号まで関係)

- 第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の設備とを接続するために実施した手続の実施の経緯等を記録すること。
- 第一種指定電気通信設備を用いた電気通信役務を提供するために、第一種指定電気通信事業者内において実施した手續の実施の経緯等を記録すること。
- 接続の業務の実施状況を監視する部門（以下「監視部門」という。）を置き、
  - ・ 記録された手續の実施の経緯等が接続約款等に基づくものであるかどうか
  - ・ 接続関連情報の取扱いが適正であるかどうかを監視させること。
- 監視部門による監視の結果を、取締役会等に報告させること。

## 2. 規定の遵守のために講じた措置等の報告（第22条の8）

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関し総務大臣に報告しなければならない事項は、次のとおりとする。

### (1) 業務委託先子会社に対する監督に関する事項（第2号関係）

業務委託先子会社に対し、必要かつ適切な監督が行われたことを確認するための事項として、次の事項を報告しなければならないこととする。

- 委託業務の内容、委託額、再委託の有無
- 役員兼任の状況、自己又は子会社の有する議決権の割合
- 実施した監督の方法及び実施状況
- 業務委託先子会社における禁止行為の有無等

### (2) 体制の整備その他必要な措置に関する事項（第3号関係）

第22条の7の規定に基づき体制の整備その他必要な措置が講じられたことを確認するための事項として、次の事項を報告しなければならないこととする。

- 設備部門、情報管理責任者、監視部門の設置その他整備した体制
- 構築したシステムの概要、作成した規程、実施した研修の内容
- 記録した手続の実施の経緯等の概要及び行った監視の結果
- 監視の結果、手續の実施の経緯等が接続約款等に基づかないものであった場合に、これを是正するための措置を講じたときはその内容、当該措置を講じなかつたときはその理由
- 監視の結果、接続関連情報の取扱いが適正でない場合に、これを是正するための措置を講じたときはその内容、当該措置を講じなかつたときはその理由

## **III 施行期日**

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（同法の公布の日（平成23年6月1日）から6月を超えない範囲において政令で定める日）から施行する。

○電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）

改 正 案	現 行
<p>(体制の整備等)</p> <p>第二十二条の七 法第二十二条第五項の規定により第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が講じなければならない体制の整備その他必要な措置は、次に掲げる要件を満たすものでなければならぬ。</p> <p>一 第一種指定電気通信設備（これと一体として設置される電気通信設備を含む。）の設置、管理及び運営並びにこれらに付随する業務を行う専任の部門（本条において「設備部門」という。）を置くものであること。</p> <p>二 設備部門の長は、役員をもつてこれに充てるものとするものであること。</p> <p>三 設備部門の長その他の当該部門の業務に従事する者は、設備部門以外の部門の長その他の当該部門の業務に従事する者の職務を兼ねることができないものであること。ただし、支店その他の事業所（商業登記簿に登記した支店及び当該支店の業務を統括する事業所に限る。以下この号において同じ。）を設置す</p>	

る場合にあつては、支店その他の事業所の長が、当該支店その他  
の事業所において設備部門の業務に従事する者の職務と当該部門  
以外の部門の業務に従事する者の職務とを兼ねることについては  
「この限りではない。」

四 設備部門の業務の用に供する室と設備部門以外の部門の業務の  
用に供する室とを区分するものであること。

五 設備部門に第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電  
気通信設備との接続の業務に関して知り得た情報（本条及び次条  
において「接続関連情報」という。）の管理の用に供するシステム  
として次に掲げる要件を満たすことが確保されたものを構築す  
るものであること。

イ 接続の業務の用に供する目的以外の目的のために接続関連情  
報を取り扱うことができないものであること。

ロ 必要に応じて区分された接続関連情報ごとにそれぞれ当該区  
分された接続関連情報を利用又は提供するために入手するこ  
ができる者として特定された者が当該情報を入手するこ  
ができるものであること。

ハ 当該システムを使用して接続関連情報を入手した者を識別す  
ることができる事項、当該者が入手した接続関連情報の内容及  
び当該情報を入手した日時を記録し、これを保存するものであ

る」とい。

- 六 接続関連情報の入手、利用、提供その他の接続関連情報の取扱いについてこれを適正なものとするために設備部門の業務に従事する者（当該業務に従事していた者を含む。）が遵守すべき規程を作成するものである」とい。
- 七 前号の規定により作成する規程を遵守させるため、設備部門の業務に従事する者に対し必要な研修を実施するものである」とい。
- 八 設備部門に接続関連情報の管理責任者（本条において「情報管理責任者」という。）を置くものである」とい。
- 九 情報管理責任者は、設備部門の長をもつてこれに充てる」といするものである」とい。
- 十 情報管理責任者をして、第六号の規定により作成する規程が設備部門の業務に従事する者によつて遵守されるよう、接続関連情報の取扱いを管理させるものである」とい。
- 十一 設備部門をして、第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備とを接続するために当該事業者との間にやいで実施した法第二十二条第一項の規定に基づき認可を受け若しくは同条第七項の規定に基づき届け出た接続約款又は同条第十項の規定に基づき認可を受けて締結した接続に関する協定に基づく手続の実施の経緯及び当該接続の条件を記録し、これを保存させる

ものであるといふ。

十二 設備部門をして、第一種指定電気通信設備を用いた電気通信役務を提供するために設備部門と設備部門以外の部門との間において実施した手続の実施の経緯及び当該第一種指定電気通信設備を用いるための条件を記録し、これを保存させるものであること。

十三 第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務の実施状況を監視する部門（本条において「監視部門」という。）を設備部門とは別に置くものであるといふ。

十四 監視部門をして、第十一号の規定により記録された手続の実施の経緯及び条件の内容が同号の接続約款又は接続に関する協定の規定によるものであるかどうか、並びに第十一号の規定により記録された手続の実施の経緯及び条件の内容が当該接続約款又は接続に関する協定の規定に準ずるものであるかどうかについて監視させるものであるといふ。

十五 監視部門をして、設備部門における接続関連情報の取扱いが適正であるかどうかについて監視させるものであるといふ。

十六 監視部門をして、前一号の規定により行わせた監視の結果を取締役会その他の業務執行を決定する機関に報告させるものであるといふ。

(禁止行為等の規定の遵守のために講じた措置等に関する報告)

第二十一条の八 法第二十一条第七項の規定による報告をしようとする者は、毎事業年度経過後三月以内に、様式第十六の報告書に、当該事業年度に係る次の事項を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。

- 一 法第二十一条第一項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項として次のイからハまでに掲げる事項
  - イ 第一種指定電気通信設備との接続に必要な(1)から(3)までに掲げる事項及び(4)に掲げる事項について、条件の設定及び公表その他特定関係事業者及び特定関係事業者以外の電気通信事業者の取扱いの同等性を確保するために講じた措置の内容
    - (1) 電気通信設備の設置又は保守
    - (2) 土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用
    - (3) 情報の提供
    - (4) 電気通信役務の提供に関する契約の媒介、取次ぎ若しくは代理又は業務の受託
  - ロ 特定関係事業者及び特定関係事業者以外の電気通信事業者の別に、イの公表された条件によつて実施したイ(1)から(4)までに掲げる事項の実施状況

(禁止行為の規定の遵守のために講じた措置等に関する報告)

第二十一条の七 法第二十一条第四項の規定による報告をしようとする者は、毎事業年度経過後三月以内に、様式第十六の報告書に、当該事業年度に係る次の事項を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。

- 一 第一種指定電気通信設備との接続に必要なイからハまでに掲げる事項及びニに掲げる事項について、条件の設定及び公表その他特定関係事業者及び特定関係事業者以外の電気通信事業者の取扱いの同等性を確保するために講じた措置の内容
  - イ 電気通信設備の設置又は保守
  - ロ 土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用
  - ハ 情報の提供
  - ニ 電気通信役務の提供に関する契約の媒介、取次ぎ若しくは代理又は業務の受託
- 二 特定関係事業者及び特定関係事業者以外の電気通信事業者の別に、前号の公表された条件によつて実施した同号イからニまでに掲げる事項の実施状況

ハ イの公表された条件によらないでイ(1)から(4)までに掲げる事項を実施した場合には、特定関係事業者及び特定関係事業者以外の電気通信事業者ごとに、理由、条件及びその実施状況

二 法第二十一条第二項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項として次のイからハまでに掲げる事項

イ 電気通信業務又はこれに付随する業務の全部又は一部を子会社（法第二十一条第一項に規定する子会社（同条第三項後段の規定により子会社とみなされる会社を含む。）をいう。以下の号において同じ。）に委託した場合における、当該子会社（この号において「監督対象子会社」という。）ハリの(1)から(5)までに掲げる事項

- (1) 監督対象子会社の名称
- (2) 監督対象子会社に委託した業務の内容及び当該業務ハリの委託額
- (3) 監督対象子会社が委託を受けた業務を再委託した場合はその旨
- (4) 監督対象子会社の総株主（同条第一項に規定する総株主をいう。）又は総社員の議決権に占める自己及び子会社の有する議決権の割合
- (5) 自己の役職員であつて監督対象子会社の役員を兼ねている

二 第一号の公表された条件によらないで同号イから二までに掲げる事項を実施した場合には、特定関係事業者及び特定関係事業者以外の電気通信事業者ごとに、理由、条件及びその実施状況

者がいる場合は当該者の役職及び当該監督対象子会社における役職

- ロ 監督対象子会社との、当該会社が法第二十条第三項及び第二十一条第一項各号に掲げる行為を行わないよう、当該会社に対して行った監督の方法及びその実施状況
  - ハ 監督対象子会社との、当該会社に委託をした業務に関する法第二十条第二項及び第二十一条第一項各号に掲げる行為の有無及び当該行為があつた場合にはその内容
- 三 法第二十一条第五項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項として次のイからルまでに掲げる事項
- イ 前条第一号から第二号まで、第八号、第九号及び第十二号の規定により整備した体制
  - ロ 前条第四号の規定により区分した室の配置
  - ハ 前条第五号の規定により構築したシステムの概要
  - ニ 前条第六号の規定により作成した規程
  - ホ 前条第七号の規定により実施した研修の内容
  - ヘ 前条第十号の規定により実施した管理の内容
  - ト 前条第十一号及び第十二号の規定により記録した手続の実施の経緯及び条件の概要
  - チ 前条第十四号及び第十五号の規定により行った監視の結果

<p>リ 前条第十四号の規定により行つた監視の結果同条第十一号の規定により記録した手續の実施の経緯又は条件の内容が同条第十一号の接続約款又は接続に関する協定の規定に準ずるものでない場合において、手續又は条件を是正するための措置を講じたときはその内容、当該措置を講じなかつたときはその理由</p> <p>ヌ 前条第十五号の規定により行つた監視の結果接続関連情報の取扱いが適正でない場合において、当該取扱いを是正するための措置を講じたときはその内容、当該措置を講じなかつたときはその理由</p> <p>ル イからヌまでの措置のほか、法第二十一条第五項の規定に基づき、他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するために講じた措置がある場合には、その内容</p>	
<p><u>様式第16（第22条の8関係）</u></p> <p>禁止行為等規定遵守措置等報告書</p> <p>(略)</p> <p>電気通信事業法第31条第7項の規定により、別紙のとおり禁止行為、子会社等監督及び体制整備等の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況を報告します。</p> <p>(略)</p>	<p><u>様式第16（第22条の7関係）</u></p> <p>禁止行為規定遵守措置等報告書</p> <p>(略)</p> <p>電気通信事業法第31条第4項の規定により、別紙のとおり禁止行為の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況を報告します。</p> <p>(略)</p>

## 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令案参考条文

○電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第58号）第1条の規定による改正後の電気通信事業法（昭和59年法律第86号）

（禁止行為等）

第三十条、2（略）

3 第一項の規定により指定された電気通信事業者及び第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。
- 二 その電気通信業務について、特定の電気通信事業者に対し、不当に優先的な取扱いをし、若しくは利益を与え、又は不当に不利な取扱いをし、若しくは不利益を与えること。
- 三 他の電気通信事業者（第百六十四条第一項各号に掲げる電気通信事業を営む者を含む。）又は電気通信設備の製造業者若しくは販売業者に対し、その業務について、不当に規律をし、又は干渉をすること。

4、5（略）

第三十一条（略）

2 第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（法人である場合に限る。以下この条において同じ。）は、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、総務省令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

- 一 第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置若しくは保守、土地及びこれに定着する建物その他の工作物の利用又は情報の提供について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをすること。
- 二 電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介、取次ぎ又は代理その他の電気通信事業者からの業務の受託について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者に不利な取扱いをすること

3 第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、電気通信業務又はこれに付随する業務の全部又は一部を子会社に委託する場合には、当該委託に係る業務に関し前条第三項各号に掲げる行為及び前項各号に掲げる行為（同項ただし書の理由があるときにおいて行われる行為を除く。次項において同じ。）が行われないよう、当該委託を受けた子会社に対し必要かつ適切な監督を行わなければならない。この場合において、当該電気通信事業者及びその一若しくは二以上の子

会社又は当該電気通信事業者の一若しくは二以上の子会社がその総株主又は総社員の議決権の過半数を有する他の会社は、当該電気通信事業者の子会社とみなす。

- 4 (略)
- 5 第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するため、総務省令で定めるところにより、当該第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た情報を適正に管理し、かつ、当該接続の業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。
- 6 前項に規定する体制の整備その他必要な措置は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。
  - 一 第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備（これと一体として設置される電気通信設備を含む。）の設置、管理及び運営並びにこれらに付随する業務を行う専任の部門（次号及び第三号において「設備部門」という。）を置くこと。
  - 二 第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た情報の管理責任者を設備部門に置くこと。
  - 三 第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務の実施状況を監視する部門を設備部門とは別に置くこと。
- 7 第三十三条第二項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、毎年、総務省令で定めるところにより、第二項、第三項及び第五項の規定の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関し総務省令で定める事項を総務大臣に報告しなければならない。

(審議会等への諮問)

第一百六十九条 総務大臣は、次に掲げる事項については、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。ただし、当該審議会等が軽微な事項と認めたものについては、この限りでない。

一～三 (略)

四 (略) 第三十一条第二項ただし書、第五項若しくは第七項（略）の規定による総務省令の制定又は改廃

○電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律

附 則

(審議会等への諮問)

第二条 総務大臣は、この法律の施行前においても、第一条の規定による改正後の電気通信事業法第三十一条第五項又は第七項の総務省令の制定のために、電気通信事業法第一百六十九条の政令で定める審議会等に諮問することができる。

## 「光の道」構想実現に向けて取りまとめ

グローバル時代におけるＩＣＴ政策に関するタスクフォース  
「過去の競争政策のレビュー部会」  
「電気通信市場の環境変化への対応検討部会」  
平成22年12月14日

### 第1節 競争政策の在り方

#### (4) ボトルネック設備利用の同等性確保の在り方

- ア 公正な競争環境を整備するためには、上述したようなボトルネック設備のアンバンドル化は重要であるが、同時に、アンバンドルされたボトルネック設備を自ら利用する場合と他事業者が利用する場合との同等性が確保されていることが必要である。
- エ このため、ボトルネック設備利用の同等性を一層確保する措置を講じることが必要と考えられる。(略)

##### (a) NTT東西の組織形態の在り方

- ア NTT東西の組織形態の在り方は、上記のボトルネック設備利用の同等性確保の観点を含め、多角的・総合的に判断する必要がある。(略)
- イ サービス競争の促進の観点からは、資本分離や構造分離も考え得るが、以上の観点を総合的に判断すると、本合同部会としては、NTT東西のボトルネック設備保有部門について速やかに「機能分離」を行うことが、現時点においては、最も現実的かつ効果的であると考える。

##### (b) 機能分離等

###### (機能分離)

- ア 機能分離を導入する場合は、金融機関に対するファイアウォール規制など他業界の取組も参考にして、ボトルネック設備へのアクセスに関するNTT東西の他の部門と他事業者との同等性を確保するための厳格なファイアウォール措置を構築させることが適当と考えられる。(略)
- エ 具体的なファイアウォール措置としては、ボトルネック設備保有部門と同利用部門との間での物理的な隔絶、情報管理システム上のアクセス制限等による厳格な情報遮断措置その他適正な競争関係を確保するための体制の整備や実効的な監視の仕組みを検討することが適当である。

###### (子会社等との一体経営への対応)

- キ この点、子会社等へのアウトソーシング自体は、経営の効率性の観点等から行われていることから、出資、業務委託を制限するような措置を講じることは望ましくない。したがって、禁止行為規制の実効性を確保する観点から、NTT東西に対し、現行行為規制の内容を委託先子会社等にも遵守させるための措置を講じることが適当と考えられる。